

企業向け「ビジネスチャット」を使用した「詐欺」について

1. 注意

- 企業向け「ビジネスチャット」を使用した「詐欺」が発生しています！
- 県内の企業で、社長や取引先になりすまして金銭を騙し取る「詐欺」メール・メッセージが確認されています。

2. 手口

- 犯人はビジネスチャットを使用して社長や取引先などを騙り、「新規顧客が当社に送金しますので、財務部門責任者をこのグループに招待してください」や「請求書を送るので内容を確認してほしい」等の内容を送信し、最後に現金を振り込むよう誘導します。

3. 対策

- 氏名やプロフィール画像で本人であると特定しないこと。
- 「至急、重要、極秘、新規振込先、振込先変更」等の言葉があれば疑うこと。
- 至急案件は、チャット以外の経路で上司へ報告し、事実関係を直接確認すること。

【参考】警察庁ホームページ>ビジネスメール詐欺に注意！

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/bec.html>

【本件の問合せ先】

茨城県警察本部サイバー企画課

電話：029-301-0110